

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第三部 労働政策

VII ILO

2 中国問題

中国は一九一九年のILO創立以来の加盟国だが、現政府は七一年一月にILOで代表権を得てから一〇年余りILO諸会議などの活動に参加していなかった。ブランシャールILO事務局長は八〇年一〇月に訪中して以来、公式、非公式に中国の早期参加につき話し合いをすすめていたところ、八二年八月中国政府は、八三年六月のILO総会からILO活動への参加を再開する意向を明らかにした。これをうけて八二年一月の第二二一回ILO理事会は、中国を常任理事国とし、これまでの分担金未納分を免除する手続きをとることをきめ、参加再開への道をひらいた。

八三年六月の第六九回ILO総会は、分担金未納分(約三八〇〇万ドル)を免除する決議を採択し、その直後、趙労働相ほか二七人の三者構成代表団が席につき、一二年ぶりにILO活動への再開が実現した。趙労働相はこの決定に謝意を表明してつぎのように述べた。

「中国は目下のところ経済面でもおくれしており生活水準も低い、独立自尊の原則にもとづいて近代化をすすめ、労働関係法制の整備につとめている。そこで現行のILO条約を検討し、それについてどのような決定を下すかが問題になるので、ILOの協力を求めたい。世界経済は今なお深刻な状況にあり、南北間に不均衡な現行の国際経済関係の代わりに、南北間の平等を基礎とする新しい国際経済秩序を確立することが急務である。そのため南北対話だけでなく南南対話が必要であり、この点につきILOの一層の努力を期待する」。

また労働使代表もそれぞれつぎのように述べた。

陳労働者代表「緊張と混乱の国際情勢は世界の平和と安定をおびやかし、低成長、インフレ、失業などのため第三世界の労働者はとりわけ困難な状況にある。われわれは世界平和を守り、正当で合理的な新国際経済秩序を確立し、社会進歩を促進するため戦わねばならない。これは社会正義の促進、世界平和の確立というILO憲章の目的と一致するものであり、ILOは当然この分野で役割を果たさう。中国ではここ四年間に実質賃金は一五%上昇し、三二〇〇万の雇用が創出され、雇用関係にある者の数は一億一〇〇〇万人となった。中国の労働者は近代的社会主義国建設のため努力しており、独立、平等、不干渉の原則に立って今後とも諸外国の労働者と友好を発展させていく」。

沙使用者代表「八一年末現在、中国の工業企業は三八万あり、生産高でみると国営が七八・三%、集団経営が二一%、自営などが〇・六%である。商業企業は二〇〇万をこえ取扱高でみると国営八七・七%、集団経営一〇・九%、自営など一・四%となっている。目下政府の指導下に企業再編が進行中である。企業には従業員代表制があつて、主要事項は従業員代表大会の議をへて決定される。たとえば企業長、工場長、部課長などはこの大会で選出され、企業は民主的に運営される。中国企業は対外的に門戸を開放し、各種の経済協力や技術交流をすすめており、今後も海外の企

業が専門家を中国に派遣し、助言してくれることを歓迎する」。

中国は現在三七のILO条約を批准しているが、このうち一四は中華人民共和国誕生(四九年一〇月一日)以前のもの、また残りの二三はその後代表権交代(七一年一一月一六日)までのものである。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
